

ふれあい農園入園利用条件

東平市民農園管理組合

1. 入園期間

利用できる期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとし、期間の終了と同時にその資格を失うものとします。期間途中からの利用者についても同様とします。

2. 入園料

入園料は申込みの際に納入してください。なお、既納の入園料は原則として、お返しできません。途中の入園中止についても同様とします。

3. 申込み

ほ場の利用者は、申込書を提出し、農園主によって指定されたほ場を入園利用するものとします。利用者側からのほ場指定はできません。

4. 入園ほ場

ほ場は原則として一家族一区画ですが、**空きがある場合は複数区画利用できます**。ほ場により土壌条件が異なる場合もありますが、指定区画の変更等は原則として認めません。園主及び管理組合は、それによる責任を負いません。

5. 入園者管理

利用者は、決められた区画やその周りの除草等を行い、常に環境整備をしてください。また、入園を中止または退園する時は、ほ場を整理してください。整理できない場合は組合より実費相当を請求させていただきます。

6. 禁止行為

次のような場合は、入園利用を取り消されることがありますのでご注意ください。

(1) 草花、野菜の栽培以外に利用すること。

(果樹などの永年作物の栽培は禁止。)

(2) 決められた区画を長期間放置し、農作業に従事しないとき。

(3) 申込者と家族以外に利用させること。

(4) 他人に迷惑になるような行為をすること。

(5) 営利目的に利用すること。

(6) 耕作区画から生じる不要な作物や資材等は、各自責任をもって処分すること。(ただし、野焼きは埼玉県条例において禁止されていますので、行わないでください。)

(7) 園主の指示に違反すること。

※除草剤などの農薬の使用はお控えください。

7. 入園時間

入園できる時間は、日の出から日没までとします。

8. 入園者間のトラブル

入園利用中、農薬等の使用その他作業によって、他区画との間でトラブルが発生した場合も園主及び管理組合はその責任を負いません。

※問合せ先 東松山市役所 農政課 電話：21-1400